

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第21号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和38年函館市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2の表中

16	市長印	(3)	21×21	てん書	1	施設型給付費および地域型保育給付費等に係る認定通知書, 支給認定証, 利用者負担額決定通知書および負担区分変更通知書, 施設等利用費に係る認定通知書, 認定申請却下通知書, 認定変更通知書および認定取消通知書ならびに副食費徴収免除に係る決定通知書および変更通知書用(電子公印用)	子ども未来部子どもサービス課長	を
----	-----	-----	-------	-----	---	---	-----------------	---

16	市長印	(3)	21×21	てん書	1	施設型給付費および地域型保育給付費等に係る認定通知書, 支給認定証, 利用者負担額決定通知書および負担区分変更通知書, 施設等利用費に係る認定通知書, 認定申請却下通知書, 認定変更通知書お	子ども未来部子どもサービス課長	に,
----	-----	-----	-------	-----	---	---	-----------------	----

						よび認定取消通知書ならびに副食費徴収免除に係る決定通知書および変更通知書用（電子公印用）	
16 の 2	市長印	(3)	24×24	てん書	1	ふるさと納税寄附金に係る寄附金受領証明書用（電子公印用）	経済部経済企画課長

18 の 10	市長印	(5)	縦4 横9	かい書	4	住民基本台帳事務、個人番号カードに係る記載事項変更の事務ならびに在留カードおよび特別永住者証明書に係る住居地記載事務用（電子公印用）	支所市民福祉課長
18 の 11	市長印	(5)	縦5 横9	かい書	1	個人番号カードに係る記載事項変更の事務用（庁外臨時窓口用）	市民部戸籍住民課長
18 の 12	市長印	(5)	縦4 横9	かい書	1	個人番号カードに係る記載事項変更の事務用（庁外臨時窓口用）（電子公印用）	市民部戸籍住民課長

を

18 の 10	市長印	(5)	縦4 横9	かい書	4	住民基本台帳事務、個人番号カードに係る記載事項変更の事務ならびに在留カードおよび特別永住者証明書に係る住居地記載事務用（電子公印用）	支所市民福祉課長
---------------	-----	-----	----------	-----	---	--	----------

に，

46	削除						
----	----	--	--	--	--	--	--

を

46	市長職務 代理者印	(12)	24×24	てん書	1	ふるさと納税寄附 金に係る寄附金受 領証明書用（電子 公印用）	経済部経 済企画課 長
----	--------------	------	-------	-----	---	--	-------------------

に、

56 の 10	市長職務 代理者印	(14)	縦6 横14	かい書	4	住民基本台帳事務、 個人番号カードに 係る記載事項変更 の事務ならびに在 留カードおよび特 別永住者証明書に 係る住居地記載事 務用（電子公印用）	支所市民 福祉課長
56 の 11	市長職務 代理者印	(14)	縦6 横14	かい書	1	個人番号カードに 係る記載事項変更 の事務用（庁外臨 時窓口用）	市民部戸 籍住民課 長
56 の 12	市長職務 代理者印	(14)	縦6 横14	かい書	1	個人番号カードに 係る記載事項変更 の事務用（庁外臨 時窓口用）（電子 公印用）	市民部戸 籍住民課 長

を

56 の 10	市長職務 代理者印	(14)	縦6 横14	かい書	4	住民基本台帳事務、 個人番号カードに 係る記載事項変更 の事務ならびに在 留カードおよび特 別永住者証明書に 係る住居地記載事 務用（電子公印用）	支所市民 福祉課長
---------------	--------------	------	-----------	-----	---	--	--------------

に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。